

当事者団体活動に助成金を交付します

南丹市内で活動する当事者団体の充実と発展のため、赤い羽根共同募金を財源に活動に必要な資金を助成します。

※「当事者団体」とは、同じハンディキャップのある方々が、悩みや問題を共有し、問題の解決を図ることを目的に組織されたグループをいいます。ただし、指定助成団体(各町介護者の会、南丹市身体障害者福祉会、精神保健福祉推進家族会、難聴者の会)は除きます。

●**対象団体** 市内で活動する当事者団体

●**対象経費** 4月1日～平成32年3月31日の間に、活動資金として要する費用のうち、①謝金、②旅費交通費、③消耗品費、④研修費、⑤印刷製本費、⑥通信運搬費、⑦賃借料、⑧備品購入費、⑨その他必要と認める経費

●助成金額

構成人数	助成額(上限)
3～19人	2万円
20～49人	5万円
50～99人	10万円
100～499人	20万円
500人以上	30万円

●**申請期間** 5月7日(火)～31日(金)

●**申請方法** 申請窓口に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、南丹市共同募金委員会事務局または市役所各支所、社会福祉協議会各事務所の窓口に提出してください。

●**決定方法** 審査委員会において、書類審査およびヒアリングを行い決定します。

●**実施報告** 活動終了後に、報告書および決算書を提出してください。

☎南丹市共同募金委員会事務局

・南丹市社会福祉協議会地域福祉課

☎(0771)72-3220

・福祉相談課

☎(0771)68-0023

南丹市災害時要配慮者支援台帳登録のご案内

災害時に自力で避難することに不安のある方が、必要な支援を迅速に受けられるようにするため、要配慮者の情報を事前に把握し、関係機関と市で共有します。登録を希望される方はお申し込みください。

●**対象者** 次の①～⑤のいずれかに該当する在宅の方

①身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

②介護保険制度で要介護3以上の認定を受けている方

③65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上のみで構成されている世帯の方

④人工透析を受けている方

⑤上記のほか特に支援が必要な方

●事前に把握する情報

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、家族の状況、緊急連絡先、地域の支援者、身体状況など

※把握した情報は、日常の見守りや災害時の支援などに役立てます。それ以外の目的に使用したり、他に情報を流したりすることはありません。

●**情報共有機関** 消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、区(自治会、地域振興会)、市役所

●**申込期間** 申し込みは随時受け付けていますが、次の関係機関に配布する台帳へ掲載希望の場合は、5月24日(金)までに福祉相談課または各支所総務課にお申し込みください。

●**必要なもの** 申請書、印鑑
※申請書は社会福祉課および各支所に備え付けるとともに、市ホームページからもダウンロードできます。

☎福祉相談課

☎(0771)68-0023

家族介護用品支給事業のご案内

要介護高齢者を在宅で介護されている方の経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入に関する費用の一部を助成します。

●**対象者** 要介護4または5と認定された方を在宅で介護している家族で、要介護者、介護者ともに市内在住で市民税非課税世帯の方

●**支給額** 1人当たり年額75,000円以内

●**支給方法** 費用の全額をいったんお支払いいただいた上で、申請により規定の額を助成します。

●対象となる介護用品

・紙おむつ、尿とりパット、防水シート、お尻ふき

※本年度から対象品目に変更がありますのでご注意ください。

※入院中や施設入所中に購入されたものは対象外です。

●**申請方法** 領収書(レシート不可)および印鑑(認印)を持参の上、窓口で申請してください。申請は随時受け付けています。

※領収書は、購入者名、購入日、購入金額、購入品目が明記されたものがが必要です。南丹市内に限らずどこで購入されても、助成の対象となります。

☎高齢福祉課

☎(0771)68-0006

☎各支所

☎八木(0771)68-0020

日吉(0771)68-0030

美山(0771)68-0040